

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月14日(水) 午前9時55分から午前10時15分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 19人
会長 1番 吉田 幸夫 委員
会長代理 5番 田邊 洋樹 委員
会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員
7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員
10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員
13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員 15番 中西 公仁 委員
17番 矢野 秀典 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員
24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 4人
6番 武本 章吾 委員 16番 藤原 安信 委員 18番 片岡 泰助 委員
23番 難波 朋裕 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員
5番 田邊 洋樹 委員 7番 山本 義弘 委員 9番 野口 國治 委員
22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 塩見 雅子 事務局主幹 中村 英樹

事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時55分)
事務局 吉井副参事	<p>皆様おはようございます。 定刻前ですが、ただ今から12月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和4年12月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は19名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号15番中西公仁委員と議席番号22番井上保邦委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主幹と成田主幹を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 おそれいります、田邊委員、野口委員、井上委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (田邊委員、野口委員、井上委員 退席) それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 吉井です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて16件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から16番について調査票をもとに説明】 ご覧いただいておりますように、今回は特に問題となるような案件はございませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の16件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第1号の、1番から16番までについて、許可、と決定いたします。

事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた3名の委員に報告いたします。

議案第1号は、全件許可、されましたことを報告いたします。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番と2番について許可、と決定します。

続きまして、6頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から10頁にかけて25件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農

地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました25件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた25件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この25件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の25件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から25番については許可、と決定します。

続きまして、11頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、田邊委員、山本委員、野口委員、井上委員、に關係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(田邊委員、山本委員、野口委員、井上委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】**

塩見でございます。ご説明させていただきます。

(議案の訂正あり)

農用地利用集積計画でございますが、11頁から22頁にかけて53件の貸借権設定及び23頁に2件の所有権移転が、農業委員会に提出されました。

まずは貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が11件、使用貸借が42件でございます。

利用期間の更新は10件、更新切れを含む新規は43件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが35件、農地所有適格法人によるものが1件、その他は個人でございます。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

次に、23頁の所有権移転についてご説明いたします。

本件は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。

この農地売買等事業は、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が実施する事業で、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が農用地等及び農業用施設等を買入れ、認定農業者等に売渡しを行うことで、農業経営の規模拡大、農地の集約化を促進する事業でございます。

土地の所在は船穂町柳井原ほ場整備区域内でございまして、令和4年3月24日付で換地処分された農地でございます。

1番につきましては、現在の所有者である一般社団法人倉敷市船穂農業公社から公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が買い入れるものでございます。

また、2番につきましては、担い手である農家へ売り渡すものでございます。

所有権の移転を受ける者は総社市にお住いの■■■■氏でございますが、本件農地ではぶどうの栽培を予定しておられます。また、当該事業の定める基準を満たしており、書類上の不備もございませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、貸借及び所有権移転の全て承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、4名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた4名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、24頁をご覧ください。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】

吉井です。それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。

24頁の1番をご覧ください。

特例適用を受けようとする申請人は、自宅は北畝で、被相続人と同一住所の専業農家です。申請農地は、新田の4筆のほかに、自宅前にある北畝の2筆、広江の1筆、合計7筆です。

現地を確認したところ、新田では稲作がなされ、北畝及び広江の農地は畑として野菜や果樹が耕作されている状態であり、被相続人は生前、農業経営を行っていたと判断されます。また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。

なお、西地区及び南地区の各協議会において、異議なく承認されましたことをご報告いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さ

	<p>ん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号の1件について、承認とします。ここからは、報告案件です。</p> <p>報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号から第6号について報告・説明】</p> <p>中村です。報告いたします。</p> <p>25頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、25頁から35頁にかけて26件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、36頁から37頁にかけて11件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に38頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、38頁から46頁にかけて46件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に47頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが47頁に2件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に48頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが48頁に6件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。</p> <p>本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、権利設定がなされたもの及び借り手の変更により権利が移転されたものでございます。</p> <p>次に49頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、49頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありました。ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、</p>

<p>吉井副参事</p>	<p>了承いただきました。 以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 (次回総会の日程案内など連絡) 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は1月11日(水)です。 ご出席のほど、よろしく願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時15分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年12月14日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員